

令和8年 第2回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分～午後2時31分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(30名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍		12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(4名)

5番 古川 守、11番 寺倉照秋、19番 伊藤正覚、33番 伊藤幹男

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

(3) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(4) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(6) 議案第7号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

31番 大橋政良 35番 寺倉百合子

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。5番古川委員、11番寺倉委員、19番伊藤委員、33番伊藤委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第2回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、31番 大橋政良委員、35番 寺倉百合子委員 を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

1 ページをご覧ください。

報告第2号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。令和8年2月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2 ページのとおり、24件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議についてですが、受付番号16番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、この案件のみをまず議題とします。15番 後藤委員退席願いま

す。

【15番 後藤委員退席】

◎議 長

事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年2月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号16番

海津町安田新田字大代●●●●番 外4筆、田畑、4,919㎡

譲渡人、滋賀県大津市、●●●●。譲受人、海津町福江、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。23番 瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号16番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。受付番号16番の議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員（挙手多数）ですので、受付番号16番の議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。16番 後藤委員、入室して下さい。

【16番 後藤委員入室】

◎議 長

続きまして、受付番号16番を除く、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

4ページをご覧ください。受付番号14番 海津町日原字松原●●●●番、田、1,867㎡
譲渡人、愛知県瀬戸市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。
申請事由：農業経営拡大。

受付番号15番

海津町本阿弥新田字江西一番割●●●●番、田、783㎡
譲渡人、名古屋市東区、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。
申請事由：農業経営拡大。

受付番号17番

海津町安田字村中●●●●番、宅地、現況畑、1,326.35の内 291㎡
譲渡人、滋賀県大津市、●●●●。譲受人、名古屋市南区、●●●●。
申請事由：新規就農。

受付番号18番

海津町東小島字東大城●●●●番、畑、308㎡
譲渡人、宮崎県宮崎市、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。
申請事由：新規就農。

受付番号19番

南濃町志津字下池●●●●番、田、1,915㎡
譲渡人、愛知県岡崎市、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●外1名。
申請事由：贈与。

受付番号20番

南濃町松山字福田野●●●●番 外5筆、畑、1,910㎡

譲渡人、愛知県丹羽郡扶桑町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与。
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号14番の案件について、32番 加藤委員お願いします。

◎32番 加藤委員

受付番号14番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号15番の案件について、34番 松田委員お願いします。

◎34番 松田委員

受付番号15番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号17番の案件について、23番 瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号17番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、隣接の住宅を取得され、家庭菜園を始められるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号18番の案件について、22番 伊藤委員お願いします。

◎22番 伊藤委員

受付番号18番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、親が申請地を借りて耕作していたため、引き続き、家庭菜園を始められるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。それと、親もやっておられましたが、隣接の水路・道路の草管理もやって頂くよう要望しておきました。

◎議 長

続きまして、受付番号19番の案件について、14番 野津委員願います。

◎14番 野津委員

受付番号19番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから、兄夫婦に贈与されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号20番の案件について、1番及び15番の伊藤委員が担当されましたが、代表して15番 伊藤委員願います。

◎15番 伊藤委員

受付番号20番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、居住地に近い贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。受付番号16番を除く、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、受付番号16番を除く、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定致します。

続きまして、日程第4 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

6ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年2月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号21番 海津町安田字村中●●●●番、畑、現況宅地、203㎡。

申請人：滋賀県大津市、●●●●。転用目的：一般個人住宅（庭園・倉庫）。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える区域である第3種農地で、既に住宅の庭・倉庫として利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われ
ます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。23番
瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号21番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の庭園・倉庫です。

先代により、昭和59年頃より西側宅地と一体利用されていた追認案件で、その是正をされる
もので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第5号 農地法第4条
の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は
挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

7ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年2月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号22番 海津町鹿野字村内●●●●番、雑種地、現況畑、788㎡。

譲渡人、愛知県あま市、●●●●。譲受人、中津川市、●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号23番 平田町脇野字中折●●●●番、畑、現況宅地、92㎡。

譲渡人、三重県桑名市、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅（駐車場）

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号24番 南濃町津屋字河原中●●●●番、畑、413㎡。

譲渡人、横浜市鶴見区、●●●●。譲受人、養老郡養老町、●●●●。

転用目的：砂利採取場（防風林）

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号25番 南濃町羽沢字八幡西●●●●番 外2筆、田、現況畑、計788㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人：愛知県あま市、●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンス

を設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号26番 南濃町太田字山畑●●●●番、畑、1,612㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に石津駅・野村クリニック、幅員4m以上の沿道区域である第3種農地で、被害防除では、外周フェンスを設置し、整地のみで施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号22番について、8番 加賀委員をお願いします。

◎8番 加賀委員

受付番号22番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願いま

◎議 長

続きまして、受付番号23番について、3番 伊藤委員をお願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号23番の案件については、申請の目的は、駐車場です。

譲受人は、隣接地に居住し、その敷地内で、母が中古車販売業を営んでいることから駐車スペースを確保できず、申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願いま

◎議 長

続きまして、受付番号24番について、24番 堀田委員をお願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号24番の案件については、申請の目的は、砂利採取場の防風林です。

譲受人は、砂利採取採石業を営み、長年借りてみえましたが売買され拡張されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願いま

◎議 長

続きまして、受付番号25番について、5番 古川委員が欠席、受付番号26番について、33番 伊藤委員が欠席されていますので、事務局補足ありますか。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

受付番号25番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

受付番号26番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

この案件につきましても、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第7号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

9ページをご覧ください。

議案第7号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和8年2月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課 林主事

資料13ページを御覧ください。一番最後のページになります。今回、合計面積が799,802㎡で、内訳は、賃貸借が799,168㎡、使用貸借が634㎡、件数は349件になります。

◎議 長

これも中間管理機構ですね。説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【質 疑】

◎議 長

これもいつものように、農地中間管理機構ということでそれぞれの地権者と契約されて、このように計画案がでておりますので、よろしくをお願いします。

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第7号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第7号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時31分）

議事録署名者

3 1 番

3 5 番

議 長